

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

関川村長 加藤 弘

市町村名 (市町村コード)	関川村 (15581)
地域名 (地域内農業集落名)	女川地区 (上野原・深沢・上野新・若山・上野・小和田・中束・田麦千刈・蕨野・上新保・蛇喰・南中・宮前・朴坂)
協議の結果を取りまとめた日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域農業の現状】

当地域は、一級河川女川とその支流(藤沢川、太田沢川)流域に農地が形成され、地域内には355.81ha(うち、農振農用地 田:336.05ha、畑:19.31ha)の農用地が広がる中山間農業地域(水田型)である。

地域内に存在する複数の農業法人とその他の担い手農家を中心に農地集積が進んでいる一方、中山間部では自給的農家や兼業農家が中心で、将来的なバックアップ体制や生産面での収益性、担い手間での集約の促進等に課題が残る。

生産面では、当地域は岩船米コシヒカリ等の主食用米を中心に、加工用米や飼料用米等の需要に応じた米生産を進めている。また、畑作物として枝豆や自家用野菜等の栽培が進められているほか、以前から農産物加工の取り組みも進んでいる。

生産基盤の面では、女川左岸地区では基盤整備事業が概ね完了し大区画の水田と用排水施設が整備されたが、同右岸地区では昭和40年代の災害復旧事業による20a区画の農地や小区画の農地も残り、一部の用水路等の生産基盤では老朽化が進んでいる。

担い手確保の面では、複数の農業法人により多くの農地がカバーされているが、人口減少が進む中、畦畔・農道及び用排水路等の保全や中間管理作業に限界が生じることも予想される。

【地域農業の課題】

耕作者の減少と高齢化が進む中、優良な農地においては、地域内に複数存在する農業法人を中心に、規模拡大意向の農家への集積・集約による効率的かつ生産性の高い水田農業の実現が望まれる。一方で、山間部付近で生産基盤の老朽化や獣害の増大のため生産性が著しく低下する農地については、将来的な粗放的管理も見据えた利用形態も検討する必要がある。

また、農業法人が存在していない集落では、大規模の個人農家が農地の多くをカバーする形が見られる中、その経営基盤や労働力を将来に向けて安定化・確保していくことも極めて重要であり、集落・地域の関係住民による検討が望まれる。

基盤となる良質・高品質の主食用米生産のほか、その他需要に応じた米生産などの水稻生産を中心に、生産基盤の面では、枝豆やその他自家用野菜を中心とした畑作物の生産を進める。これらの大きな障害となる獣害対策が急務となっているほか、一部老朽化している用排水設備の整備・保全と、多面的機能支払制度等を有効活用した担い手と地権者等との連携による保全体制の将来的な検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水田は主食用米や加工用米など需要に応じた米生産を行いつつ、必要に応じ、水利条件やほ場条件を考慮して団地化栽培を行う。また、経営規模の大きい農業法人を中心にDX化や新技術による作業の分散化などが取り組まれている。畑地は枝豆など高収益作物の栽培を維持・拡大し、地域の農業所得の最大化を図る。

2 農業城野利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	403.48 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	355.81 ha
② 田の面積	336.05 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域

「協議の場」で協議された農振農用地区域内の農地(青地)及び、引き続き耕作する農振農用地区域外の農地(白地)を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の取組
農地利用最適化推進委員等を含む地域及び集落において調整を行い、農地中間管理機構を通じ、担い手を中心に引き続き集積・集約化や団地化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の貸借については、農地中間管理機構を通じた集積を基本として行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
事業がおおむね完了した女川左岸地区を除く地域においては、農業の継続と生産性の高い水田農業の展開のため、基盤整備事業への取組について、引き続き関係機関及び地域での検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体や農業法人の人材等を募り、その意向を踏まえながら担い手として育成していくため、当事者・地域はもとより、村、JA、県振興局等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組方針
地域の担い手への農作業委託の推進も含めて耕作放棄地の発生防止を図るほか、地域内の農業法人で取り組まれている新技術等の取り組みや、関川村農業DX推進協議会等が行う防除作業のほか、作業の効率化が期待できる事業を企画し、必要に応じて民間事業者の協力を得ながら農業のスマート化を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりを実施する。また、鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金や関川村鳥獣害防止対策助成事業等の活用を通じ、防除網、電気柵、フェンス等の設置を支援し、被害防止を図る。				